

怖いのは官邸より取引先からの圧力?

連載「暴走する新聞報道」第7回

政策シンクタンク代表
原英史

ありもしない差別規制する沖縄県条例

ジャーナリスト 仲村 覚 256

女性守るスペース主張して何が悪い

女性スペースを守る会共同代表 森谷みのり

「説行塾」⁽²⁰⁾若手官僚らが国家のあり方を考える

少子化とジエンダーフリー

米国でも成立しないLGBT法案

アメリカの深層 特別版 島田洋一 281

産経新聞の軌跡

昭和30年代編 第3回 日ソ国交回復 独立国の主権 筋を通す

評論家 河村直哉 191

こうやつて続いたタモリ倶楽部

イラストレーター 安齋肇 289

清水ともみ 「日本製」を求めて。 183

西原理恵子 むるま湯正論 186

文人論客 植村直己 「板橋仲宿 MIKIYA GYOZA STAND」 取材・構成 将口泰浩 188

昭和49年5月2日第3種郵便物承認 令和5年6月1日発行 5月1日発売 1回目発行 通巻第622号

月刊アエロ論

グラビア	皇室歳時記 御料牧場へ	9
不肖・宮嶋の現場	われらの女性自衛官 ⁽²⁴⁾	14
南西諸島の波高し	T-4機付長、次はF-15へ 航空自衛隊 鶴田綾香3等空曹	ライター 渡邊陽子
(本文 p.320)	(本文 p.320)	20

壺中之天	清水ともみ 「日本製」を求めて。	183
文人論客 植村直己 「板橋仲宿 MIKIYA GYOZA STAND」 取材・構成 将口泰浩 188	西原理恵子 むるま湯正論 186	186
イラストレーター 安齋肇 289	文人論客 植村直己 「板橋仲宿 MIKIYA GYOZA STAND」 取材・構成 将口泰浩 188	188

三月三十日、沖縄県議会で「沖縄県差別のない社会づくり条例」が制定され、二日後の四月一日に施行された。いわゆる「ヘイトスピーチ規制条例」だ。同種の条例は大阪府・市をはじめ、いくつかの自治体で可決されている。

しかし、沖縄の場合は事情がいささか特殊である。条例制定の背景には、「沖縄の人々は先住民族だ」とする国連勧告が存在している。そしてこの条例は、日本政府が認めていない国連勧告を反映させる先行事例となりかねない。例えば北海道など、全国の自治体へ波及するきっかけとなってしまう恐れがあるのだ。条例を利用した国連の内政干渉を許してはならない。その観点から、沖縄県条例の問題点をみていく。

その後、二〇一八年十月五日に東京都、一九年六月五日に神戸市、同年十月二十五日に大阪府、同年十二月十二日に川崎市の各議会で可決された。これらの中で罰

ありもしない差別規制する沖縄県条例



ジャーナリスト 仲村 覚

特集 ポリコレの嵐

256

三月三十日、沖縄県議会で「沖縄県差別のない社会づくり条例」が制定され、二日後の四月一日に施行された。いわゆる「ヘイトスピーチ規制条例」だ。同種の条例は大阪府・市をはじめ、いくつかの自治体で可決されている。

しかし、沖縄の場合は事情がいささか特殊である。条例制定の背景には、「沖縄の人々は先住民族だ」とする国連勧告が存在している。そしてこの条例は、日本政府が認めていない国連勧告を反映させる先行事例となりかねない。例えば北海道など、全国の自治体へ波及するきっかけとなってしまう恐れがあるのだ。条例を利用した

国連の内政干渉を許してはならない。その観点から、沖縄県条例の問題点をみていく。

「正論」令和5年6月号

則が定められたのは川崎市ののみだ。今回の沖縄県議会での可決は自治体では六例目、都道府県では大阪府、東京都に続き三例目となる。沖縄県の条例に罰則はない。

これら各地の条例は、国の法律が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消」を目的としているように、おおむね在留外国人に対する差別の解消が目的となっている。沖縄県の条例もそうなのだが、それに加え「(沖縄) 県民であることを理由とする不当な差別的言動の解消」も目的とされていることが、他自治体の条例とは

なかむら・さとる 昭和三十九年生まれ。五十四年、陸上自衛隊少年工科学校(横須賀)に入校し、卒業後は航空部隊に配属。平成三年退官。企業勤務を経て日本沖縄政策研究フォーラムを設立し理事長。著書に『狙われた沖縄』(ハート出版)など。

大きく異なる点である。これが実は、日本を搖るがしかねない重大な問題をはらんでいるのだ。

他自治体にない特殊な条文

沖縄県における条例制定のきっかけとなつたのは、那覇市役所前で毎週水曜日に行われていた、街宣活動家による中国の脅威を訴えるスピーチだ。「打倒習近平」というのぼりを立て、中国や中国人を批判し、中国人と口論の様子が映つていて動画もネットにアップされていた。二〇一九年十月三十日、QAB(琉球朝日放送)は、ゲストに沖縄タイムスの阿部岳記者を迎え、「ヘイトスピーチを考える」という特集番組を放送し、「市民団体」が集団で街宣活動家の街宣を阻止した経緯を放送し

七月六日、沖縄県議会に「観光需要回復のためのヘイトスピーチ規制条例制定に関する陳情」を提出した。続いて石川清子氏(素性を調べようとしたものの同姓同名の人物も多く、県民か県外者かも特定できなかつた)が同年十一月二十四日に「ヘイトスピーチ規制条例の早期制定を求める陳情」を提出。翌二〇二一年には、同様の趣旨の陳情が六件提出され、十一月二十六日に沖縄県は条例制定検討委員会を設置した。委員会では大学教授四人、弁護士三人、外国人支援者二人の合計九人を選任し、十二月二十日に第一回会合が開催

された。

県が配布した状況説明資料では、①県では、平成二十六年頃から那覇市役所前を中心として、ヘイトスピーチと思われる内容の街宣活動が行われていたが、令和二年五月頃からの市民団体による抗議行動などにより、現在は当該街宣活動が行われていない②市町村アンケートや在住外国人支援団体等にヒアリングを行つたところ、ヘイトスピーチに該当するような言動は、那覇市役所前の事例以外は確認できなかつた③本県において、ヘイトスピーチによる地域社会の深刻な分断は生じていないと考えられるが、市民活動により抑えられている街宣活動について看過することはできず、行政の対応が求められている」と条例制定の背景を説明し、県内四十一市町村

へのアンケートでは、在留外国人や外国人観光客に対する人権に係る暴言や差別的言動の事例は、那覇市のみが「ある」と答えたとしている。

これらの状況を共有した上で、条例の目的、定義、基本理念、県及び県民の責務等条例の構成案について議論が行われた。年が明けて、二〇二二年二月八日、第二回会合が開催され、第一回の委員会の意見を反映した条例案が議事資料として配布された。

その条例案のタイトルは、「沖縄県本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する条例(仮称)」であり、目的には、「ヘイトスピーチ解消法第四条第二項の規定に基づくことにより、本邦外出身者に

対する不当な差別的言動の解消を図る」と記載されており、政府の法律を補完するものであり、この段階では沖縄県民はヘイトの対象となつていなかつた。

二〇二二年十二月十五日、県は「沖縄県差別のない人権尊重社会づくり条例(仮称)」とタイトルを変え、骨子案を公表して、県民の意見を募集。今年の一月六日に締め切り、二月十五日に結果を公表。県内から百二十件、県外から三十七件の意見があり、意見に対する県の考え方も記述している。

「条例に琉球人に対するヘイト規制を盛り込むことで、基地問題解決や言語復興に役立つ」との意見があり、県側は「県民であること的理由とする不当な差別的言動の解消を図ることについては、解消に向けた施策を講ずることを『

た。その市民団体は「沖縄カウンターズ」と称された。ヘイト街宣に對してカウンター行動をとつて阻止したという意味だ。

沖縄カウンターズは二〇二〇年

二節 不当な差別的言動に関する施策」の中で規定し、相談体制の整備、情報の収集、実態の把握に努めてまいります」との回答を記載していた。なお、この段階でもまだ、沖縄県民はヘイトの対象となつていなかつた。

ところが今年二月六日、沖縄県

は「沖縄県差別のない社会づくり

条例案」の概要を発表した。条例案では、第九条に「県は、県民であることを理由とする不当な差別的言動の解消に向けた施策を講ず

るものとする」とする条文が追加されたいた。これにより、それまで本邦外出身者だけが対象だった条例案が突然、県民も被差別の対象とする方向に大きく舵を切つたのだ。

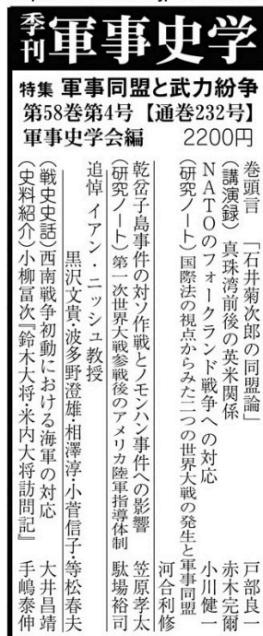
架空の「沖縄ヘイト」

このような中、二月十四日、沖縄県議会が始まり、三月二十二日の文教厚生委員会で条例案が審議された。この審議で、複雑な条例

運用が明らかになつた。本邦外出身者に対するヘイトと沖縄ヘイトでは、運用が異なるのだ。

前者に対しても、知事が五人の審議委員を任命し「沖縄県差別のない社会づくり審議会」を設置し、差別的言動の申し出があつた場合、審議委員会に諮問し、人権侵害に相当すると判断された場合は、県知事の判断により氏名又は名称をインターネット公表すると同時に法務局に報告。法務局は、

調査し、人権侵害が認められたら場合、審議委員会に諮問し、人権侵害に相当すると判断された場合は、県知事の判断により氏名又は名称をインターネット公表すると同時に法務局に報告。法務局は、



解決のための措置が行われる。

一方、第九条の「沖縄ヘイト」に関しては、相談や申し出があつても審議も公表もなく、情報収集と実態把握のみだという。県は令和五年度には条例の周知、相談体制の整備を図り、令和六年度は差別の実態調査、県民の意識調査を実施。そして三年目の令和七年度は、実態把握、調査結果を踏まえて、条例の見直しを行う計画だとしている。

文教厚生委員会で最も大きな争点になつたのは第九条だ。自民党側は第九条の定義と具体例が曖昧であるとして、その存在に反対。「立憲おきなわ」の喜友名智子氏は逆に、第九条の内容が不十分だと指摘。対象は「沖縄県民」ではなく「沖縄にルーツを持つ人たち」であるべきだと主張した。

三月三十日に委員会を通過した条例は、本会議に持ち込まれた。反対討論には、自民党会派の座波一氏、新垣淑豊氏、小渡良太郎氏の三人が登壇した。座波氏は「ヘイトスピーチはあつてはならない」というのは同感であります。それを根絶するような条例こそ必要であると思つておりますが、県内で県民が街頭でヘイトスピーチを受けることがあるのか」と質問。これに対し、県子ども生活福祉部長の宮平道子氏は、現在は収束した那覇市役所前の街宣活動家の例しか示すことができなかつた。

座波氏は統いて、沖縄を誹謗する書き込みがネットに蔓延しているとの県側の主張を念頭に「条例は県外に効力があるのか」と質問した。それに対しての回答は「条例の効力が及ぶ地域の範囲は本県

の区域内に限られるのが原則であると認識している」というものだつた。つまり、県外でネットにおける誹謗中傷の投稿が行われた場合、対象が本邦外出身者の場合は法が適用されず、沖縄県の条例も効力が及ばないのだ。これでは、沖縄県民に対する差別的言動を条例に盛り込む意味はないのではないか。

座波氏は、最後に「玉城県政は全ての差別をなくすという崇高な理念を利用して、強引に沖縄県差別を入れて、ありもしない沖縄差別を顕在化しようとしている」と指摘し、最後に「九条のある限り条例案に反対する」と述べて反対討論を締めくくつた。

ここで、もう少し、九条の「県

民であることを理由とする不当な差別的言動について、具体例を考えてみたい。県の担当者は「沖縄県民であることを理由としてアパートを貸さないこと」を想定される事例として挙げた。

このようなことは、一昔前には沖縄県外で実際にあったかもしれない。しかし、条例の効力は県内のみだ。例えば沖縄県内で、沖縄県民であることを理由としてアパートを貸さないとしたら、誰にもアパートを貸すことができなくなってしまう。つまり、沖縄県内では、沖縄差別を行うことは極めて考えにくいのだ。

国連勧告という罠

沖縄県議会与党がありもしない沖縄ヘイトを条文に追加してで

指す団体「外国人人権法連絡会」の二〇二二年のレポート六十八ページの、以下の内容を紹介した。

「ヘイトスピーチに関する本質的今後の対応。日本国家社会が目指すべきは、国際人権基準にもとづく、外国人、民族的マイノリティの法政策であり、その本質的事項は、第一に大日本帝国による植民地支配と侵略という歴史の清算を実施すること。（中略）今後の日本人の人権政策の潮流は、脱冷戦、脱植民地主義、反人種差別で政策は日本民族の優位性を前提とした新たな同化主義的な社会統合装置ともなるようなものである」

喜友名氏も、ほぼこれと同じ思想を持っているとみて間違いないだろう。喜友名氏は、沖縄が明治

以来の大日本帝国の植民地主義の犠牲となり、人種差別を受けてきたと認識し、沖縄県民を日本人として扱うこと自体が間違っていると認識しているのだ。

喜友名氏は、三年後の条例見直しに向けて、沖縄カウンターズ等の市民団体と一緒に新たな沖縄差別事例を訴えていくだろう。県の作成した条例は、現時点

で政府のヘイトスピーチ解消法を根拠に制定されているが、彼女が目指すのは、国連勧告（＝国際人権基準）を基準にした条例の制定だ。県は、これから専門の相談員を設置するのだが、相談を受ける基準も設けられていないため、相談する側が「差別された」と主張すれば、相談員はどのような申し出でも受理せざるを得ない。

現時点で県は、沖縄ヘイトの事

も、条例を可決させた狙いはいつたい何なのか。それは立憲おきなわの喜友名智子議員の委員会や本会議での発言から多くのことが読み取れる。

喜友名議員が最も問題にしたのは、第九条に記載されたヘイトの対象が「ルーツが沖縄の人々」ではなく「沖縄県民」となっていることだ。県民性等を論評するときなどは、沖縄県民とウチナーンチユはほぼ同義語であるが、条例の制定にあたっては、その意義は全く異なるものとなる。なぜなら、琉球（沖縄）の人々を先住民族として公式に認めて、その土地の権利や母国語で学習する権利を保証するべきとの趣旨の国連勧告が、これまでに六回も出されているからだ。

最も直近の昨年十一月三日には

喜友名氏は質問の最後に「多民族・多文化共生社会の実現」を目

国連自由権規約委員会の対日審査で「中国人（被差別）部落民、琉球人、特に韓国人や在日コリアンを対象とするオンライン、オフライン両方での広範な人種差別的言説が続いていることを懸念する。ヘイトスピーチを明確に犯罪とすること等を求める」との勧告が出されている。

喜友名氏は委員会で「ヘイトスピーチは、人種、民族、出自、歴史的な経緯を根拠にして発生する差別のこと」と訴えた。つまり沖縄ヘイトとは、日本国民である沖縄県民へのヘイトではなく、琉球をルーツに持つ琉球先住民族（ウチナーンチユ）に対するヘイトでなければ意味がない、と考えているということだ。